

角田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年3月24日

角田市監査委員 南部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 60 号  
平成29年3月22日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一  
角田市監査委員 湯村 勇

#### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

#### 記

##### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

##### 2. 監査の対象

教委総務課、給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

##### 3. 監査の期間

平成29年1月31日（火）、同年2月6日（月）から8日（水）まで

##### 4. 監査の範囲

平成28年12月末日現在の平成28年度予算の財務、その他の事務執行及び平成27年度補助金等交付分。また、平成27年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

## 5. 監査の方法

監査に当っては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているか並びに施設の安全管理、法令遵守を主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていると認めた。しかしながら、学校施設の衛生検査、スクールバスの運行事業等において、十分な理解のないまま事務を行っている事例が見受けられたので、組織的な対応を検討されるよう要望する。

また、一部補助金の交付決定の指令書の条件において、補助金の目的外使用も可能と誤解を招く表現で記載されたものが見受けられたので、表記の見直しなど必要な措置を講ずるよう要望する。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。